

# オンライン旅行会社を活用したプロモーション等業務プロポーザル提案仕様書

## 1 業務名

オンライン旅行会社を活用したプロモーション等業務

## 2 業務の目的

外国人が利用するオンライン旅行会社（以下、OTA という。）での県内観光コンテンツ販売を増やすため、県内事業者に対し、コンテンツ登録を促すとともに、OTA への登録手続きを支援する。また、OTA 上で本県観光のキラーコンテンツの特集記事を掲出するプロモーションを実施し、登録された県内観光コンテンツの販売に結び付ける。

## 3 業務の期限

契約締結の日から令和8年3月17日（火）まで

## 4 業務の内容

### （1）県内事業者が有するコンテンツのOTA 登録促進

- ア ターゲット市場は①欧米、②中国、③台湾、④香港とする。
- イ OTA について、①欧米はExpedia、②中国はTrip.com、③台湾および④香港はKlook を想定する。ただし、①～④のターゲット市場について、本県へのインバウンド誘客に最適なOTA が別途ある場合には、理由と共に提案すること。
- ウ 具体的なOTA への登録促進策を提案すること

### （2）OTA 上に本県観光のキラーコンテンツの特集記事を掲出およびOTA 登録されたコンテンツの販売促進

本県の観光地や体験等のキラーコンテンツを特集した記事を制作の上、OTA 上に掲載し、販売に結び付ける

- ア ターゲット市場は①欧米、②中国、③台湾および④香港とする。
- イ ①～④のそれぞれの市場において、OTA に特集記事を制作し、掲出すること。OTA について、①欧米はExpedia、②中国はTrip.com、③台湾および④香港はKlook を想定する。ただし、①～④のターゲット市場について、本県へのインバウンド誘客に最適なOTA が別途ある場合には、理由と共に提案すること。
- ウ 最低2か月トップページから特集記事に容易にアクセスできること。また、特集記事については契約期間終了後も閲覧可能な状態とすること。
- エ OTA の特集記事について効果的なプロモーション策を提案すること
- オ OTA 登録されたコンテンツの販売促進策を提案すること。
- カ 特集記事から県内観光コンテンツの販売ページに遷移させること。
- キ 特集記事、販売促進の実施にあたり、必要に応じて関係事業者等から許諾を得ること。

ク 特集記事の掲載終了後、実績報告書とは別に、上記ア～キの実施状況、誘客人数や販売数等、県が求める内容について取りまとめた報告書を提出すること。

### (3) 県内観光コンテンツのOTA販売

- ア 委託期間中を通じて、県内観光コンテンツのOTA登録・販売に関するサポート体制を構築し、県内事業者のフォローアップを行うこと。
- イ 特に(2)において選定したOTAについて、県内事業者のOTA登録状況および販売状況を取りまとめ、県に提出すること。委託期間中、実績報告書とは別に、最低4回(5月、7月、10月、1月を想定)の報告を行うこと。

### (4) 独自事業

上記(1)～(3)以外に提案事業者の県内コンテンツ販売促進のための独自事業があれば提案すること。なお、独自事業の経費は上限額に含まれることとする。

## 5 実績報告書

業務の内容について、実績報告書を作成し、令和8年3月17日(火)までに福井県交流文化部観光誘客課宛てに提出するものとする。

## 6 委託料の支払い

委託料の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに、外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

## 7 その他留意すること

- (1) 本業務の実施にあたり、県内事業者と密接にコミュニケーションを取り、トラブルの無いよう、十分留意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属すること。
- (3) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間はもとより委託期間終了後、または委託契約が解除された後においても同様とすること。
- (5) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とすること。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損

害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとすること。

- (8) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (9) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定の上、書面にて確認すること。